

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第19号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成17年鴨川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第37条第2項ただし書及び第43条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。